様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年　６月　９日

茨城県知事
　大井川　和彦　殿

提出者
　住　　所　茨城県常総市大塚戸町 1956 番地
　氏　　名　茨城県企業局県西水道事務所
　　水海道浄水場
　　場長　佐藤　正弘
　電話番号　０２９７－２７－１４１０

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場
事業場の所在地	茨城県常総市大塚戸町１９５６番地
計画期間	令和８年４月１日　～　令和９年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

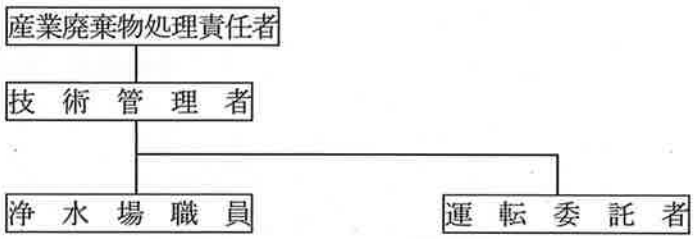
①事業の種類	水道業（上水道業、工業用水業）
②事業の規模	送水能力：３４，０００㎥／日 配水能力：４１，８００㎥／日
③従業員数	職員数：７名　　委託職員数：２３名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添のとおり（水処理フローシート、排水処理系統図）

（日本工業規格Ａ列４番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	１０，５２０ t	t
	（これまでに実施した取組） 水道の水質については、取水原水（利根川・鬼怒川）の濁度の如何に関わらず、水道法で定められた基準を全て満足させなければならない。したがって、排出を抑制することは困難であるが、原水の水質が良い時期においては、薬品等の適正注入を図り、汚泥発生の抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	１０，２０４ t	t
	（今後実施する予定の取組） 水道の水質については、取水原水（利根川・鬼怒川）の濁度の如何に関わらず、水道法で定められた基準を全て満足させなければならない。したがって、排出を抑制することは困難であるが、原水の水質が良い時期においては、薬品等の適正注入を図り、汚泥発生の抑制に努めていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 当事業所の産業廃棄物は、全量汚泥（浄水発生土）のみであるため、該当なし。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 同上

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>８，４０５　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
発生した汚泥は、場内天日乾燥床（５５１㎡×８床）において、減量化する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>８，１５３　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

同上</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	全処理委託量	２，１１５ t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への処理委託量	２，１１５ t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ※再生利用業者への処理委託量　２，１１５ｔの内訳 浄水場分　　２，１１５ｔ 上水取水場分　　０ｔ 工水取水場分　　０ｔ		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
		全処理委託量	２，０５２　ｔ	ｔ
		優良認定処理業者への処理委託量	—　ｔ	ｔ
		再生利用業者への処理委託量	２，０５２　ｔ	ｔ
		認定熱回収業者への処理委託量	—　ｔ	ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—　ｔ	ｔ
		（今後実施する予定の取組）		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

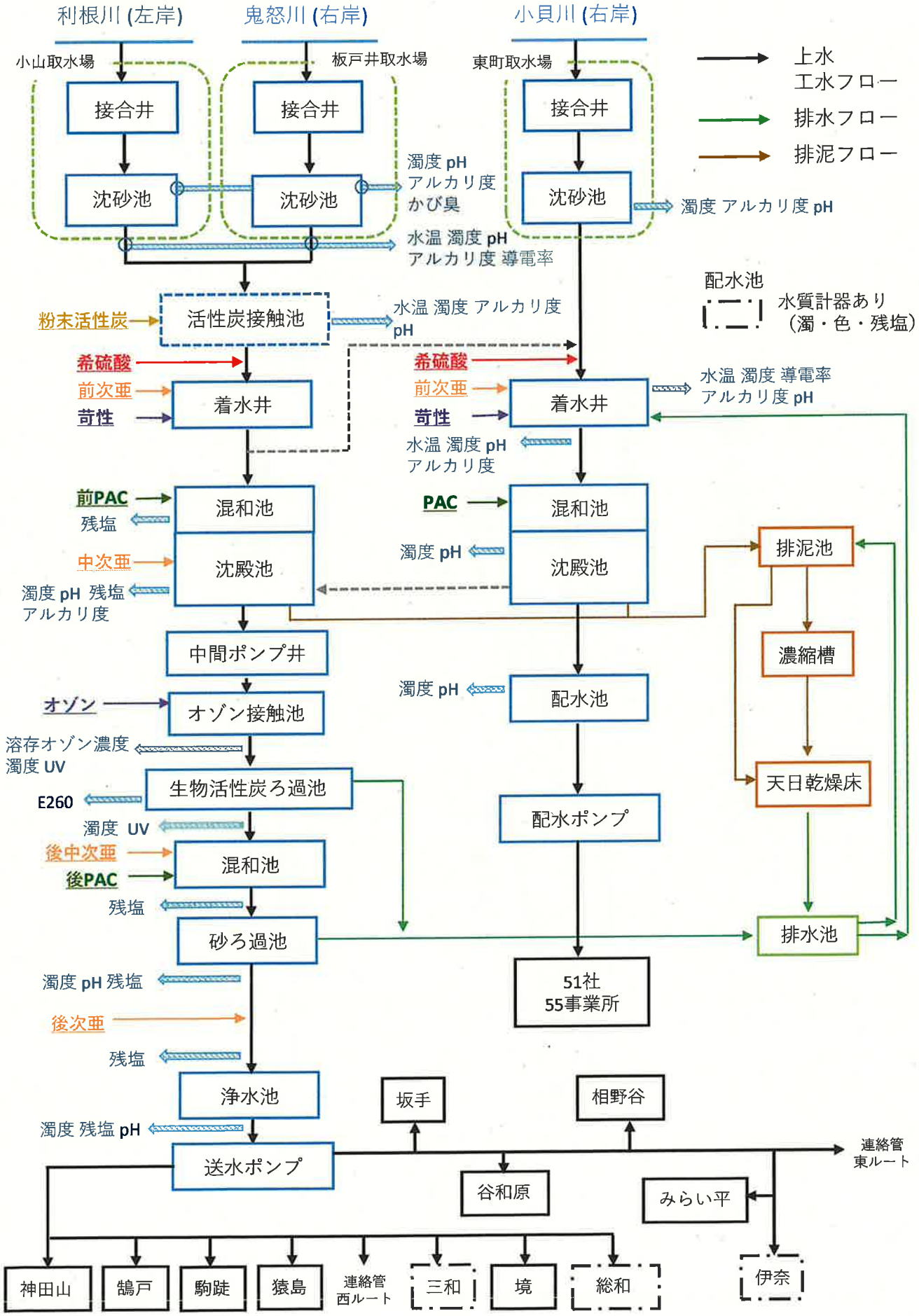
5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 11 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

水海道浄水場　水処理フロー

R8.4



排水処理系統図(水海道浄水場)

